

平成24年度事業計画

1. 事業方針

農業・農村を取り巻く情勢は、WTO 農業交渉や FTA、TPP 協定に関する動向など予断を許さない状況にあり、国際化の進展や他の国内産地との競争などに対応した経営と地域の農業の展開が求められております。

本道農業が生産コストの低減と所得の向上をめざして、経営規模の拡大や生産性の向上を推進する一方で、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増大、集落機能の低下などの諸問題に直面しています。

こうした中、消費者などから理解され、農業者が夢を持てる北海道農業・農村の実現を目指すため、多様な担い手の育成・確保や、さらには、環境との調和を図りながら、安全・安心で高品質な農畜産物づくりを進めていく必要があります。

また、農畜産物の付加価値を向上させ、地域内の産業振興による地方の活性化の推進が重要な課題となっています。

このような情勢のもとで、北海道の持つ優れた特色を最大限に発揮して農業の体質強化と農家経済の確立を図るために、農業改良普及事業の果たす役割はますます重要となっています。

このため当協会は、公益社団法人として、定款に基づき農業改良普及事業の支援に努めるとともに、農業改良普及事業の果たす役割はますます重要となっていることから、地域の実情に応じた農業改良普及活動が効率的・効果的に推進されるよう普及事業の支援組織である北海道農業改良普及事業協議会と連携を図るとともに、普及情報交換会や普及研究大会等普及組織の実施する調査研究活動の支援強化や、農業者、関係機関等に対して道の定める「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき、地域における普及活動事例等について「農家の友」に掲載するなど細かな情報提供等に努めます。

2. 事業計画

公益目的事業会計

(1) 「農家の友」の編集・発行

・「農家の友」の誌面充実

効率的な普及活動を進めるための普及・啓発誌である「農家の友」を、より実用的な農業技術情報誌として誌面の充実等に努めます

ア 編集会議の開催・参加

- ・「農家の友」編集会議の開催 6回（2ヵ月に1回）
- ・全国共同編集会議への参加 3回

イ 現地取材活動の強化

- ・記事については、編集会議の方針に基づき関係者に執筆頂くほかに、編集部による現地での取材強化に努めます。

ウ 誌面の充実

- ・よりゆったりとした見やすい、読みやすい誌面構成に努めます。

・「農家の友」の普及推進

「農家の友」の発行は、公益目的事業の1つで、農業改良普及推進等を目的としています。従って、「農家の友」の発行及び普及推進は、①普及活動の効果的・効率的な活動支援、②農業技術の普及啓発、③地域農業と農家生活の改善向上に寄与することにもなり、精力的で継続的な取り組みが必要となっています。

「農家の友」の具体的な普及推進については、北海道農政部技術普及課や各（総合）振興局農務課の指導のもと、農業改良普及センター・北海道農業改良普及職員協議会・北海道農業改良緑友会等のご理解とご協力をいただくとともに、農業関係団体・商工会・消費者団体・農業法人・農村女性グループ・取材農業者等にも積極的にPR活動を行うなど、「農家の友」の普及推進を最重点事業として実施します。

また、地域における関連団体と連携した普及推進の取り組みやイベント等にも対応した普及推進を実施してまいります。

その実施主体となるのが、当然のことながら当協会の役職員です。自ら知恵を出し、汗を流し、成果を上げるための自主的で積極的な取り組みを行ってまいります。

（2）河野基金事業の運営管理

基金の適正な管理・運営に当たるとともに「河野文庫」の配本の充実強化を図るとともに、新規参入就農者支援対策の推進に努めて参ります。

なお、これらの事業実施に当たりましては“河野基金運営委員会”に諮り執行します。

収益事業会計

（3）図書の発行・頒布

北海道が作成する各種図書を定期・新規発行する他、既刊図書の頒布及び新刊図書の発行に努めます。

《定期発行》

・農作物病害虫・雑草防除ガイド（24年度）	2, 200部
・北海道農業改良普及事業関係職員名簿	850部
・普及奨励ならびに指導参考事項（24年）	200部
・北海道農業・農村の動向（23年度）	250部
・北海道農業・農村統計表（23年度）	200部

《新刊図書発行》

- ・既刊図書「北国の家庭菜園」（入門書）を栽培技術的にワンランクアップさせたもので、中級レベルの菜園愛好家を対象とした新刊図書の発行を検討します。

（4）広告事業の充実

「広告は豊かな実りの情報源」をキャッチフレーズに、営農や経営に関する情報活動の一環であるとの観点から、読者の営農経営や営農技術に役に立つ、広告情報の提供に努めます。

法人会計

(5) 協会の経営改善の推進

当協会は、公益社団法人として法令に基づいた適切な業務運営に努めることはもちろんですが、新法人の執行体制は、普及・行政・当協会関係者の三者によることを基本とし、新法人のスタートにあたって、新たに当協会からも理事を選出し、的確な業務運営に努めるとともに、「農家の友」の普及部数の減少等により赤字経営体質にある経営収支について、本会自らが責任を持って改善することとしています。

「農家の友」購読者減少のほか、図書販売の不振、広告の減少など、今後とも厳しい経営環境にあることから、こうした状況が続けば今後、危機的な経営状況に陥ることが見込まれます。

このため、平成22年5月に「北海道農業改良普及協会経営改善検討会議設置要領」を制定し、関係者による英知を結集し、当協会の経営改善を検討・実施して参りました。

本年度も「農家の友」の具体的な普及推進を重点に、できるところから役職員一体となって取り組むとともに、経費についても効率的な執行に努めてまいります。